

事業概要説明シート

事務事業番号 10201090006

事務事業名	まち美化啓発事業		
事業開始年度	昭和55(1980)年度	担当部署	環境保全部 環境衛生課

根拠法令	枚方市ポイ捨てによるごみの散乱及び犬のふんの放置の防止に関する条例
実施方法	<input type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託又は指定管理(委託先又は指定管理者:) <input checked="" type="checkbox"/> その他(平成23年度まで一部委託。平成24年度から直営。)
目的 (何のために)	平成14年3月に制定した「枚方市ポイ捨てによるごみの散乱及び犬のふんの放置の防止に関する条例」に基づく啓発事業を行うことにより、環境美化に対する市民モラルの向上を図り、清潔で美しいまちづくりを進める。
対象 (誰・何を対象に)	市民、市内事業者
事業内容	①街頭でのキャンペーン 京阪電車枚方市駅及び楠葉駅周辺において、市職員によるポイ捨て禁止及び路上喫煙制限キャンペーン活動を継続して実施している。また、平成21年から平成23年度までは国の緊急雇用創出基金事業を利用して、委託による街頭キャンペーンを実施し、広く周知を図った。 ②広報、エフエムひらかた等での啓発 市ホームページに路上喫煙のルール、犬のフン対策、ポイ捨て防止の記事を掲載するとともに、随時、広報に記事掲載を行っている。エフエムひらかたにスポット広告の作成及び放送を委託している。また、同局の環境定期便等の番組にて、随時、ポイ捨て禁止や犬のフン対策など放送している。 ③「ポイ捨て禁止」の看板の自治会等への配布 ④「犬のふんの放置防止」の看板の自治会等への配布 プラスチック製の看板を作成し、環境衛生課窓口にて、希望する個人、事業者、自治会に配布している。

類似事業	大阪府:府が管理者として所管する道路や河川などについて、啓発及び清掃活動を実施。
------	--

事業の必要性	広くモラルの向上を図るため、行政による関与が必要
--------	--------------------------

コ ス ト		H23年度決算		H24年度決算		H25年度当初予算	
		従事職員数	概算人件費	従事職員数	概算人件費	従事職員数	概算人件費
正職員	2.00 人	16,180 円千	1.27 人	10,160 円千	1.27 人	10,041 円千	
再任用職員	人	0 円千	人	0 円千	人	0 円千	
非常勤職員等	人	円千	人	円千	人	円千	
人件費計(A)		16,180 円千		10,160 円千		10,041 円千	
直接経費(B)		4,020 円千		864 円千		3,022 円千	
総事業費(A+B)		20,200 円千		11,024 円千		13,063 円千	

財源内訳		H23年度決算		H24年度決算		H25年度当初予算	
国庫支出金		円千		円千		円千	
府支出金	2,999 円千			円千		円千	
受益者負担 (使用料等)		円千		円千		円千	
その他		円千		円千		円千	
一般財源	17,201 円千			11,024 円千		13,063 円千	

平成24年度 事業費の主な内訳 (人件費除く)	内 容	金 額
	ポイ捨て事業経費(消耗品費544、印刷製本費52、広告費268)	864 千円
		千円
		千円

事業概要説明シート

事務事業番号

10201090006

事務事業名	まち美化啓発事業		
事業開始年度	昭和55(1980)年度	担当部署	環境保全部 環境衛生課

活動実績	活動指標もしくは成果指標	単位	H23年度	H24年度	H25年度(見込み)
	①	歩行喫煙率(路上喫煙実態調査における京阪枚方市駅南口の歩行者と喫煙者の割合)	率	0.13	0.03
	②				
	③				
単位当たりコスト (総事業費/活動指標)	①				
	②				
	③				
成果目標 (目標とする成果)	ポイ捨て等につながる歩行喫煙の減少を図る。(京阪枚方市駅南口周辺での定点通過者のうち、何人歩行喫煙をしたかを率で算出)				
比較参考値 (他自治体での事業の例など)	本市では平成14年3月に「枚方市ポイ捨てによるごみの散乱及び犬のふんの放置の防止に関する条例」を制定し取り組んでいるのに対し、近隣市町村では、寝屋川市が「美しいまちづくり条例」を平成14年4月に施行、門真市が「美しいまちづくり条例」を平成13年10月に施行、高槻市が「まちの美化を推進する条例」を平成15年4月に施行しており、いずれもポイ捨ての禁止及び犬のふんの放置禁止を明記し、広報やHPを通じて周知及び啓発を行っている。				
特記事項	活動実績における平成22年度及び平成23年度は実測値。平成25年度は目標値であり、路上喫煙制限を開始した時点の路上喫煙実態調査の同地点の喫煙率1%弱(平成19年度)より設定している。直接経費について、平成23年度まで委託により実施していた街頭キャンペーンを終了したことに代えて、平成25年度は市民による美化活動用具の支援を計上している。				
二次点検における事業の今後の方向性及び具体的な今後の取り組み方策(平成24年度)	改善	街頭キャンペーンについて、平成24年度は、委託の街頭キャンペーンは廃止。事業者に従業員に対して啓発していただくなど、効果的な啓発活動を実施する。 引き続き、広報等その他の啓発活動を実施するほか、犬のふん対策として、イエローカード作戦や犬のふん啓発キャンペーンモデル事業など自治会等地域の取り組みの支援する。			
二次評価結果(平成24年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・HP、広報など、安価で効率的啓発手法の検討。 ・事業の有効性を検証すべきである。 				
二次点検における事業の今後の方向性及び具体的な今後の取り組み方策	改善	平成24年度は、HPに啓発記事を引き続き掲載し、広報へ延べ10回(うち6回は歩行喫煙禁止一行広告)の記事掲載を行った。またFMひらかたにて9月から3月まで啓発スポット広告を延べ126回実施した。路上喫煙制限啓発について、平成24年12月から翌2月にかけて、事業所150社を訪問し、事業者から従業員への啓発協力を依頼した。 効果としては、路上喫煙実態調査では喫煙者数は減少し、また、平成23年度から継続して犬のふん対策キャンペーンモデル事業を実施した地域では、区域内でのふんの放置が無くなったと報告を受けている。 上記の啓発活動と自治会等地域の取り組みの支援を継続し、粘り強く啓発を行っていく。路上喫煙制限啓発について、平成25年度も事業者訪問を実施し、平成24年度に訪問した事業所には啓発内容を聴取する予定である。			